8　第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十三条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

9　第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

10　第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

11　第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第六条　削除

第七条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあっては、その他資産（第百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二　債務保証見返勘定

三　期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

四　派生商品取引に係る資産

五　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六　自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七　第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

八　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第九条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第三項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額」に、「第五条第一項第二号に掲げる額」を「第四条第一項第二号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）」に改め、同条第六項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同第一項第二号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）を控除した額」に改める。

第十条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第十一条中「（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）」を削り、「第十四条第一項」を「第十三条第六項」に改める。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第十二条　第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。）

二　コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額（当該合計額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）